

# 上尾市PTA連合会規約

## 第1章 名称・組織

- 第1条 本会は上尾市PTA連合会と称し、事務局を上尾市教育委員会生涯学習課におく。
- 第2条 本会は上尾市立小、中学校、幼稚園・県立高等学校の単位PTAをもって組織する。ただし、幼稚園・高校は賛助会員とする。
- 第3条 本会を組織する会員は、単位PTAに所属し、本会の趣旨に賛同したものとす。

## 第2章 目的・事業

- 第4条 本会は上尾市内単位PTA相互の連絡を緊密にし、上尾市教育の振興と発展をはかることをもって目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 各単位PTA間の連絡
  - 2 PTAの組織・運営の研究
  - 3 学校教育振興への寄与
  - 4 社会教育の充実
  - 5 表彰（理事会の推薦により功績顕著と認めたもの）
  - 6 慶弔
  - 7 その他目的達成に必要な事項

## 第3章 役員

第6条 本会に次の役員をおく。

1 会長	1 名	5 常任理事	若干名
2 副会長	若干名	6 理事	若干名
3 部長	3 名	7 監事	2 名
4 幹事	7 名	8 事務局員	若干名

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 部長は部の会務の執行にあたる。
- 4 幹事は本会の会務を処理する。
- 5 常任理事は緊急事項等について協議する。ただし、その結果は理事会に報告し承認を得る。
- 6 理事は本会の運営につき審議する。
- 7 監事は会計を監査する。
- 8 事務局員は上尾市教育委員会生涯学習課内の社会教育指導員がこれにあたり庶務会計を行う。尚、別に会長指名の事務局員を置くことができる。

第8条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任をさまたげない。